

ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) の解釈について

輸入注意事項 7第67号 (7.11.24)

改正①輸入注意事項16第5号 (16.5.28)

平成7年11月24日付けの通商産業省告示第685号 (輸入公表の一部を改正する告示) により、輸入割当制となりましたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書CのグループIに属する物質 (ハイドロクロロフルオロカーボン (以下「HCFC」という。)) の解釈については、以下のとおりとします。

1 輸入公表に定めるHCFCの種類等は、次の表のとおりです。

物 質 名	化 学 式
ジクロロフルオロメタン	CHFCl_2
クロロジフルオロメタン	CHF_2Cl
クロロフルオロメタン	CH_2FCl
テトラクロロフルオロエタン	C_2HFCl_4
トリクロロジフルオロエタン	$\text{C}_2\text{HF}_2\text{Cl}_3$
ジクロロトリフルオロエタン	$\text{C}_2\text{HF}_3\text{Cl}_2$
2-2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	CHCl_2CF_3
クロロテトラフルオロエタン	$\text{C}_2\text{HF}_4\text{Cl}$
2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	CHFClCF_3
トリクロロフルオロエタン	$\text{C}_2\text{H}_2\text{FCl}_3$
ジクロロジフルオロエタン	$\text{C}_2\text{H}_2\text{F}_2\text{Cl}_2$
クロロトリフルオロエタン	$\text{C}_2\text{H}_2\text{F}_3\text{Cl}$
ジクロロフルオロエタン	$\text{C}_2\text{H}_3\text{FCl}_2$
1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	CH_3CFCl_2
クロロジフルオロエタン	$\text{C}_2\text{H}_3\text{F}_2\text{Cl}$
1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	$\text{CH}_3\text{CF}_2\text{Cl}$
クロロフルオロエタン	$\text{C}_2\text{H}_4\text{FCl}$
ヘキサクロロフルオロプロパン	C_3HFCl_6
ペンタクロロジフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{HF}_2\text{Cl}_5$
テトラクロロトリフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{HF}_3\text{Cl}_4$
トリクロロテトラフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{HF}_4\text{Cl}_3$
ジクロロペンタフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{HF}_5\text{Cl}_2$
3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン	$\text{CF}_3\text{CF}_2\text{CHCl}_2$
1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン	$\text{CF}_2\text{ClCF}_2\text{HClF}$
クロロヘキサフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{HF}_5\text{Cl}$
ペンタクロロフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{H}_2\text{FCl}_5$
テトラクロロジフルオロプロパン	$\text{C}_3\text{H}_2\text{F}_2\text{Cl}_4$

トリクロロトリフルオロプロパン	$C_3H_2F_3Cl_3$
ジクロロテトラフルオロプロパン	$C_3H_2F_4Cl_2$
クロロペンタフルオロプロパン	$C_3H_2F_5Cl$
テトラクロロフルオロプロパン	$C_3H_3F_4Cl_4$
トリクロロジフルオロプロパン	$C_3H_3F_2Cl_3$
ジクロロトリフルオロプロパン	$C_3H_3F_3Cl_2$
クロロテトラフルオロプロパン	$C_3H_3F_4Cl$
トリクロロフルオロプロパン	$C_3H_4F_3Cl_3$
ジクロロジフルオロプロパン	$C_3H_4F_2Cl_2$
クロロトリフルオロプロパン	$C_3H_4F_3Cl$
ジクロロフルオロプロパン	$C_3H_5F_2Cl_2$
クロロジフルオロプロパン	$C_3H_5F_3Cl$
クロロフルオロプロパン	$C_3H_6F_4Cl$

2 輸入規制の対象となる物質は、上記1の表のHCFC及び当該物質を含む混合物であつて、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものが対象となります。

なお、HCFC及び当該物質を含む混合物が冷媒等として設備、装置又はエアゾール製品等最終製品の中に含まれているものは対象となりません。

その具体的な取扱いは、以下のとおりです。

- イ エアゾール製品の噴射剤として用いられているもの。
- ロ 冷凍・冷蔵庫、冷凍、冷蔵装置及び冷凍、冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの。
- ハ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの。
- ニ 発泡製品及びポリウレタン・プレポリマーに含まれているもの。①